

壱軒分の跡を立て申すべく候、郷中の計らいに相成らず候はば、家屋敷・田地共書き立てこれ訴え、御差図を請け申すべく候、其の儀無く家をこわし取り、或（ある）いは四壁（しへき）の竹木を伐りあらし、或いは其の者の田地持ち添え致し、

壱軒分の百姓跡を潰し候はば、何様の曲事にも

仰せ付けらるべく候、勿論相背き申すもの御座候はば、五人組の内より早速申し上げるべく候事

○ 古畠にたばこ作り申す間敷候事

○ 御朱印御伝馬（でんま）並び人足の儀、少しも滞り無く急度相立て申すべく候、惣じて馬次（うまつき）の宿々ハ、御公儀様より諸事仰せ付られ候御法度の趣相守り、

御定めの人馬退転これ無き様に仲間にて吟味仕り、人馬遅滞無く相立て申すべく候、往還の衆昼夜を限らず、泊りの節、或いは旅籠（はたご）あるいはハ木錢（きせん）にても宿借し申し候上ハ、少しも手遣え申さず候様に走り廻り、駄賃・木錢御定めの外、増し錢取り申す間敷候、勿論往還の衆へ馬士とも慮外（りょがい）

仕らず候様に常々申し付けるべく候事

附り、御家中の衆御用にて在々御通りの節、

御役人衆の手形を以て人馬相立て申すべく候、
其の儀無き自分の断りにては、壱疋壱人も立て申す
間敷候事

○ 御公儀様御用の儀、何方より申し来たり候共、宿々ハ
申すに及ばず、何れの村々にても縦刻付（こくづけ）これ無く候とも
遅滞仕る間敷候、勿論御急ぎの配符（はいふ）杯先々へ

遅く相届き、日付・刻付違い候はば、持ち送りのものハ
申すに及ばず、名主・年寄・百姓曲事に仰せ付けらるべく候事

○ 一所々御立山（おたてやま）にて竹木伐り取り申す間敷旨仰せ渡され
畏み奉り候、若し相背き猥（みだ）りのものこれ有り候はば、其の者ハ

申すに及ばず、名主・年寄・百姓まで、何様の曲事にも
仰せ付けらるべく候、惣じて郷中に有り来たる古木、並びに

御公儀様より仰せ出され候苗木等に至る迄、伐り取り申し候はば、
御詮儀の上、何様の曲事にも仰せ付けらるべく候事